

総社市告示第28号

総社市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーの活用を積極的に支援することにより、低炭素型のまちの実現及び地球温暖化の防止に向け、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入する者に対し、予算の範囲内において総社市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 補助金の対象機器は、別表に掲げる補助対象機器（以下「補助対象機器」という。）とする。ただし、新品のものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、1つ目の補助対象機器を設置した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、他の補助対象機器の設置を完了した者に限る。

(1) 市内に自ら居住するための戸建住宅を新築又は購入する者が、補助対象機器を新たに3つ以上導入する場合

(2) 自ら居住する市内の自己所有の戸建住宅を増改築する者が、補助対象機器を新たに2つ以上導入する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。

(1) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当する者

(2) 市税等を滞納している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、補助対象機器本体及び附属機器の購入並びに設置工事費の合計額（既存機器の撤去及び処分並びに補助対象機器の設置に直接関係のない工事費等の費用を除く。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、前条に定める経費から国等の類似の補助金の額を控除して得た額の3分の1以内の額とし、上限額を次のとおりとする。

(1) 新築又は購入の場合 150,000円

(2) 増改築の場合 100,000円

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最後に設置する補助対象機器を設置した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書兼実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(1) 戸建住宅の新築、購入又は増改築に係る契約書の写し

(2) 建物の登記事項証明書の写し

(3) 補助対象機器設置に係る費用の内訳及び設置完了日が記載された書類の写し

(4) 市税等を滞納していないことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定した場合には、補助金の額を確定し、当該申請者に補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、当該申請者に対し、その理由を付して却

下通知をするものとする。

(請求及び支払)

第8条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、市長に補助金交付請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該交付対象者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) その他補助金の交付の決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る全部又は一部について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助対象者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りではない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に1つ目の補助対象機器を設置した者から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象機器	要件	補助対象機器 設置完了日
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成するもので、太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの、又は、それと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。	電力受給契約日
太陽熱利用システム (強制循環型)	不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器及び蓄熱槽から構成するもので、一般財団法人ベターリビングから優良住宅部品(BL部品)として認定を受けているものであること。	保証書の日付
太陽熱温水器(自然循環型)	太陽熱集熱器と貯湯槽が一体となった構造で、屋根上に設置するもので、一般財団法人ベターリビングから優良住宅部品(BL部品)として認定を受けているものであること。	保証書の日付
高性能建材(ガラス・窓・断熱材)	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が住宅省エネリノベーション促進事業費補助金における補助対象製品であるものであること。	出荷証明書又は 施工証明書の日付
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が住宅省エネリノベーション促進事業費補助金における補助対象機器であるものであること。	保証書の日付

エネファーム(家庭用燃料電池)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象機器であるものであること。	保証書の日付
エコキュート(高効率給湯器)	自然冷媒ヒートポンプ給湯器であること。	保証書の日付
LED照明器具(高効率照明器具)	戸建住宅内全ての照明について、LED(発光ダイオード)を使用した照明器具を取り付けていること。 ただし、光源のみの交換は対象外とする。	支払日
HEMS	家電や電気設備エネルギー使用量を画面などで「見える化」ができ、家電機器の電力使用量を自動制御できるものであること。	保証書の日付
電気自動車等V2H充電設備	電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物への電力供給が可能な充電設備であること。	保証書の日付